

2 知的障害児（者）に対する福祉施策一覧

区 分		障 害 程 度				所得制限 ○印は 制限有り	年齢制限 資格制限	相 談 窓 口
		A		B				
		最 重 度	重 度	中 度	軽 度			
年 金 ・ 手 当	特 別 児 童 扶 養 手 当	○	○	○	△ 一 部	○	20歳未満	市(社会)福祉事務所、町村役場
	障 害 児 福 祉 手 当	○	△ 一 部			○	20歳未満	県・市(社会)福祉事務所、町村役場
	特 別 障 害 者 手 当	△ 一 部				○	20歳以上	県・市(社会)福祉事務所、町村役場
	障 害 基 礎 年 金	○	○	○	△ 一 部	○	20歳以上	市(社会)福祉事務所、町村役場、年金事務所
	心 身 障 害 者 扶 養 共 済	○	○	○	○		保護者65歳未満	県・市(社会)福祉事務所、町村役場
医 療	重度心身障害者医療費助成	○	○			○		市役所、町村役場
	自立支援医療(精神通院医療)	精神障害を合併している方				○		市(社会)福祉事務所、町村役場
生 活 ・ 住 居	日常生活用具の給付・貸与	○	○					市(社会)福祉事務所、町村役場
	公営住宅の優先入居	○	○	○	○			市役所、町村役場、県建築住宅センター
	生活福祉資金の貸付	○	○	○	○			地区担当民生委員、市町村社会福祉協議会
	公共施設等入場料・利用料の減免	各施設によって減免対象・内容等が異なります						
交 通	駐車禁止の対象除外(除外標章の交付)	○	○					警察署交通課
	有料道路の通行料金割引	○	○					市(社会)福祉事務所、町村役場
	J R ・ バス 等 運 賃 の 割 引	○本人・介護者		○本人のみ				各公共交通機関事業所
	航 空 運 賃 割 引	○本人・介護者		○本人・介護者				各公共交通機関事業所
	タ ク シ ー 料 金 の 割 引	○	○	○	○			市(社会)福祉事務所、町村役場、各タクシー事業所
	自動車運転免許取得費用助成	市町村によって助成内容等が異なります				○		市(社会)福祉事務所、町村役場
通 信	N T T 番 号 案 内 (無 料)	○	○	○	○			N T T
	携帯電話の障害者割引サービス	○	○	○	○			各携帯電話会社・販売ショップ
	心身障害者用書籍小包の料金割引	○	○	○	○			郵便局
	N H K 受 信 料 の 免 除	○	○				市町村民税非課税世帯	NHK(市(社会)福祉事務所、町村役場で証明を受ける)
税 の 減 免 等	所得税・相続税の軽減(控除)	○	○	○	○			税務署
	贈与税の非課税(特定贈与信託)	○	○	○	○			税務署、信託銀行
	住民税(県・市町村民税)の軽減(控除)	○	○	○	○			市役所、町村役場
	自動車税・自動車取得税の減免	○	○					県税事務所
	新マル優制度(預貯金等の非課税)	○	○	○	○			郵便局、銀行等
	福祉定期郵便貯金・福祉定期預金	特別児童扶養手当、 障害基礎年金等受給者						郵便局、銀行等
職 業	職 業 相 談 ・ 職 業 紹 介	○	○	○	○			ハローワーク
	職場適応訓練・トライアル雇用等	○	○	○	○			ハローワーク、宮城障害者職業センター
	就 業 ・ 生 活 上 の 相 談 支 援	○	○	○	○			障害者就業・生活支援センター等
施 設 利 用 等	知的障害者支援施設の利用	○	○	○	○			市(社会)福祉事務所、町村役場
	障害福祉サービス(個別給付)の利用	○	○	○	○			市(社会)福祉事務所、町村役場
	地域生活支援事業の利用	○	○	○	○			市(社会)福祉事務所、町村役場
	保養・レクリエーション施設の利用	○	○	○	○			各施設

※この一覧表は一応の目安です。詳しくは関係機関(相談窓口)にお問合せください。